

令和8年度第1回長野県創業支援センター支援対象者募集のお知らせ

県では、長野市、岡谷市及び松本市に「創業支援センター」を設置し、研究開発を志向する創業者等に、工業技術総合センターや産業支援機関等によって、技術面、経営面などの支援を行っています。

1 支援対象者

次の(1)~(3)のいずれかに該当する個人・会社(※1 中小企業者に限る)

(1) 創業者

次のア~ウのいずれかに該当し、支援対象業種(※2)に属する事業について、自主的に研究開発する意欲及び能力がある者

ア 現在事業を営んでいない個人(※3)で、新たに事業を開始しようとする者

イ 事業を営んでいなかった個人で、新たに事業を開始してから5年を経過していない者

ウ 新たに設立されてから5年を経過していない会社

(2) 第二創業者

次のア又はイのいずれかに該当し、支援対象業種に属する事業について、自主的に研究開発する意欲及び能力がある会社

ア 支援対象業種に属する事業に関する事業部署を新たに設置しようとする会社

イ 支援対象業種に属する事業に関する事業部署を新たに設置してから2年を経過していない会社

(3) 会社設立予定者

上記(1)の創業者に該当しない個人で、次のア及びイのいずれも満たす者

ア 申請書の提出の日から5か月以内に、支援対象業種に属する事業について自主的に研究開発する能力がある会社(中小企業者に限る)を、代表者となって新たに設立すること。

イ 支援対象者に選考された後は、申請書に記載した事業計画に基づいて支援を受けて実施する事業を、上記アの新たに設立した会社に遅滞なく譲り渡すこと。

※1 会社：会社法に規定する会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)

※2 支援対象業種：製造業、ソフトウェア業その他創業支援センター所長が認める業種

※3 現在事業を営んでいない個人：給与所得者、主婦・主夫、学生、失業者、法人の代表権を有しない役員等

2 支援内容

(1) 技術開発及び企業経営に必要な事項

(2) その他創業等に必要な事項

3 研究開発室の利用

(1) 利用期間

研究開発室の利用開始から3年以内です。

また、利用期間満了後に、改めて審査を経て期間の延長が認められる場合があります。

なお、創業支援センターの建物・設備の故障・修理等によって、研究開発室を利用できない期間又は利用期間を短縮する場合があります。

(2) 研究開発室の利用料金等

研究開発室の利用は無料です。

ただし、研究開発室の電気・上下水道・電話等は、利用者が各自で契約・負担です。

また、研究開発室の原状変更・回復及び損傷修繕は、利用者の負担です。

(3) その他

支援対象者が次のいずれかに該当する場合は、研究開発室の利用等を取り消されることがあります。

- ・ 1月以上にわたって研究開発室を利用しないとき。
- ・ 自主的に研究開発をしようとする意欲及び能力がないと認められるとき。
- ・ センターの支援事業に積極的に参加していないと認められるとき。
- ・ 支援申請書の添付書類として提出した書類に記載した誓約の内容に反していると認められるとき。
- ・ 支援申請書別紙事業計画書の「支援を受ける目的」に記載した内容に沿った研究開発をセンター内で実施していない又は実施している内容が記載した内容から逸脱していると認められるとき。
- ・ その他支援に支障をきたすと認められるとき。

4 募 集

- (1) 募集者数 5者（長野1者、岡谷センター3者、松本センター1者）
- (2) 支援場所 長野、岡谷センター及び松本センターの研究開発室（施設の概要は下記6）
- (3) 募集期間 令和8年6月15日(月)から7月15日(水)まで
- (4) 利用開始 令和8年10月を予定
- (5) 申込み先 下記(5)の申請書類を下記8の申込み受付窓口のいずれかに提出
- (6) 申請書類及び提出先

申請書の様式は、創業支援センターのサイト(次のURL又は二次元コード)からダウンロードできます。なお、支援対象者によって申請書と添付書類が異なります。

<https://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/sougyou/index.html>



ア 創業者（上記1(1)）

(ア) 長野県創業支援センター支援申請書 様式1の1

(イ) 上記1(1)イ又はウに該当する者は、次のa及びbの書類

a 事業を開始した日を明らかにする書類

b 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（残高試算表その他貸借対照表及び損益計

算書に準ずる書類に代えることができる)

(ウ) 現在他の者に雇用されており、その雇用の契約を継続する者は、次の a 及び b の書類

a 次の(a)又は(b)のいずれかの書類

(a) 申請者を雇用している者の当該申請に係る同意書

(b) 申請者の雇用契約において、兼業及び副業等を禁じていないことを証する書類

b この申請、支援対象者に選考されること及び支援を受けることに関して、申請者と申請者を雇用している者との関係等について、県に一切責任等を求めないことを誓約する書類

イ 第二創業者(上記1(2))

(ア) 長野県創業支援センター支援申請書 様式1の2

(イ) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書(残高試算表その他貸借対照表及び損益計算書に準ずる書類に代えることができる)

ウ 会社設立予定者(上記1(3))

(ア) 長野県創業支援センター支援申請書 様式1の3

(イ) 次の a 及び b を誓約する書類

a 申請書の提出の日から5月以内に上記1(1)の創業者に該当する会社を代表者となって新たに設立し、支援対象者に選考された後は、申請書に記載した事業計画に基づいて支援を受けて実施する事業を、新たに設立した会社に遅滞なく譲り渡すこと。

b 上記 a を実施できなかった場合には、研究開発室の利用等の支援を取り消されても異議を申し立てないこと。

5 支援対象者の選考

ア 提出された書類及び審査会により選考します。

イ 審査会には、原則として、申請者本人(法人の場合は代表者)が出席してください。なお、審査会の日時・場所は、別途ご連絡します。(令和8年7月~8月の予定)

ウ 支援対象者に選考された場合は、支援対象者名(個人又は法人の代表者名)、所在地(市町村名まで)及び研究開発テーマを公開します。

6 利用施設の概要(今回募集の研究開発室)

名称・所在地	募集数(階・面積)	1室当たり駐車場
創業支援センター(長野) 長野市若里1-18-1	1室 (1階 70㎡)	1台分
岡谷センター 岡谷市長地片間町1-5-16	3室 (1階 60㎡)	2台分
松本センター 松本市野溝西1-7-7	1室 (2階 32㎡)	1台分

7 問合せ先

長野県創業支援センター（長野市若里1-18-1）

TEL 026-268-1456 FAX 026-291-6243

URL <https://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/sougyou/index.html>

E-mail naganosogyoshien@pref.nagano.lg.jp



8 申込み受付窓口

創業支援センター又は工業技術総合センター各技術部門

名称（住所）・電話番号
創業支援センター（長野市若里1-18-1）026-268-1456
工業技術総合センター 材料技術部門（住所同じ）026-268-0602
岡谷センター（岡谷市長地片間町1-5-16）0266-24-3111
工業技術総合センター 精密・電子技術部門（住所同じ）0266-23-4000
松本センター（松本市野溝西1-7-7）0263-26-3378
工業技術総合センター 環境・情報技術部門（住所同じ）0263-25-0790